

第 40 条解説文変更案

条 文	解 説
(市民自治の定義) 第 40 条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。	【解説】 ＜第 1 項＞ 市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例ではコミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語で表現すれば生駒市域全域もしくは共同体意識の形成が可能な一定の地域における、市民主体のまちづくりの活動をいいます。なお、共同体意識の形成が可能な一定の地域とは、自治会に代表されるように、地縁のつながりの中で自分たちの地域をよくしていこうとする意識や気持ちを共有できる人たちで構成される一定の区域を意味します。 ＜第 2 項＞ 多くの方に市民自治の概念が浸透し、より活発な市民活動につながるよう市民自治活動という文言を使用し、具体的なアクションにつながる印象を与える表現としています。市民自治活動の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域にかかわるさまざまな活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。